

1 個人所得課税

1 金融・証券税制

一般NISAについては、積み立てを行っている場合には別枠の非課税投資を可能とする2階建ての制度に見直したうえで、口座開設可能期間が5年延長されます。投資対象商品については、1階部分はつみたてNISAと同様とし、2階部分は、現行の一般NISAから高レバレッジ投資信託など安定的な資産形成に不向きな一部の商品を除くこととされます。

また、非課税期間20年間の現行のつみたてNISAについては5年延長し、ジュニアNISAについては延長せず、新規の口座開設が2023年までとされます。

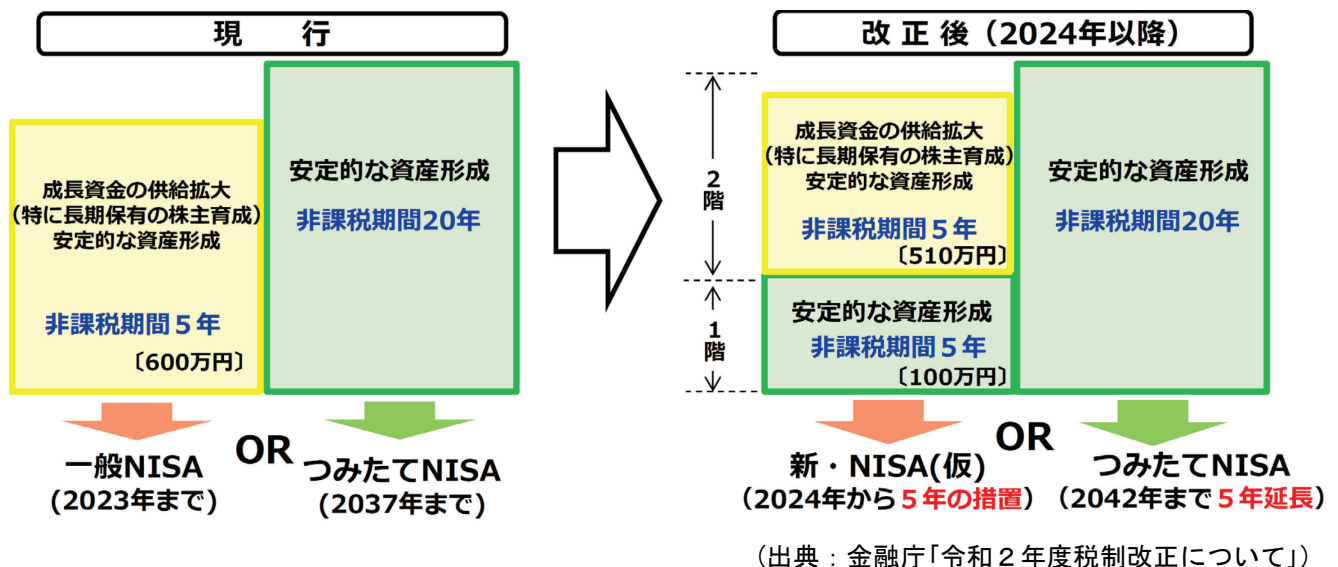
(1) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(NISA)の延長・拡充等(大綱 P.18)

- ①非課税累積投資契約に係る非課税措置(つみたてNISA)の勘定設定期間が令和24年12月31日まで5年延長されます。
- ②現行の非課税上場株式等管理契約に係る非課税措置(一般NISA)の勘定設定期間の終了(令和5年12月31日)にあわせ、特定非課税累積投資契約(仮称)に係る非課税措置が創設され、現行のつみたてNISAと選択して適用できることとされます。

適用期日等：令和6年1月1日より適用

いずれかを選択

新NISA (仮称) (2024年から5年間)	年間の投資上限額	2階…102万円 1階…20万円 ※より多くの国民に積立・分散投資を経験してもらうため、原則として、2階の非課税枠を利用するためには1階での積立投資を行う必要。 ※例外として、成長資金の供給拡大(特に長期保有の株主育成)の観点から、NISA口座を開設していた者又は投資経験者が2階で上場株式のみに投資する場合は、1階での積立投資は不要。
	非課税期間	2階…5年間 1階…5年間(終了後は「つみたてNISA」への移行可能)
	口座開設可能期間	令和5年(2023年)まで⇒令和10年(2028年)まで (5年間措置)
	投資対象商品	2階…上場株式・公募株式投資信託等 ^(注) (注)レバレッジを効かせている投資信託、及び上場株式のうち整理銘柄・監理銘柄を投資対象から除外。 1階…つみたてNISAと同様 (積立・分散投資に適した一定の公募株式投資信託等)
つみたてNISA (5年間延長)	年間の投資上限額	40万円
	非課税期間	20年間
	口座開設可能期間	令和19年(2027年)まで⇒令和24年(2042年)まで (5年間延長)
	投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募株式投資信託等



(2) 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(ジュニアNISA)に関する所要の見直し(大綱 P. 22)

未成年者口座開設可能期間(令和5年12月31日まで)は延長せずに終了することとし、その終了にあわせ、令和6年1月1日以後は、課税未成年者口座及び未成年者口座内の上場株式等及び金銭の全額について源泉徴収を行わずに払い出すことができることとされます。

2 土地・住宅税制

(1) 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設(大綱 P. 27)

個人が、譲渡価額が500万円以下であって、都市計画区域内にある一定の低未利用土地^(※)を譲渡した場合に、長期譲渡所得から100万円を控除する特例措置(～令和4年12月31日)が創設されます。

(※) 低未利用であること及び買主が利用意向を有することについて市区町村が確認をしたものに限ります。

① 個人が、都市計画区域内にある低未利用土地又はその上に存する権利(以下「低未利用土地等」といいます。)であることについての市区町村の長の確認がされたもので、その年1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡(その個人の配偶者その他のその個人と一定の特別の関係がある者に対してするもの及びその上にある建物等を含めた譲渡の対価の額として一定の額が500万円を超えるものを除きます。)を土地基本法等の一部を改正する法律(仮称)の施行の日又は令和2年7月1日のいずれか遅い日から令和4年12月31日までの間にした場合(譲渡後の低未利用土地等の利用についての市区町村の長の確認がされた場合に限ります。)には、その年中の低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円(当該長期譲渡所得の金額が100万円に満たない場合には、当該長期譲渡所得の金額)を控除することができることとされます。

② 適用を受けようとする低未利用土地等と一筆の土地から分筆された土地又はその土地の上に存する権利について、その年の前年又は前々年において上記①の適用を受けている場合には、その低未利用土地等については上記①の適用ができないこととするほか、所要の措置が講じられます。

適用期日等：土地基本法等の一部を改正する法律(仮称)の施行の日又は令和2年7月1日のいずれか遅い日から令和4年12月31日までの間の譲渡について適用

(2) 配偶者居住権の創設を踏まえた所要の措置(大綱 P. 27)

配偶者居住権及び配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される土地等を配偶者居住権に基づき使用する権利(以下「配偶者敷地利用権」という。)について、次の措置が講じられます。

- ①配偶者居住権又は配偶者敷地利用権が消滅等をし、その消滅等の対価として支払を受ける金額に係る譲渡所得の金額の計算上控除する取得費は、配偶者居住権の目的となっている建物又はその建物の敷地の用に供される土地等(以下「居住建物等」という。)についてその被相続人に係る居住建物等の取得費に配偶者居住権等割合を乗じて計算した金額から、その配偶者居住権の設定から消滅等までの期間に係る減価の額を控除した金額とされます。

$$\text{取得費} = \text{居住建物等の取得費} \times \text{配偶者居住権等割合} - \text{配偶者居住権の設定から消滅等までの期間に係る減価の額}$$

(注1) 居住建物等のうち建物の取得費については、その取得の日からその消滅等の日までの期間に係る減価の額を控除することとされます。

(注2) 配偶者居住権等割合とは、その配偶者居住権の設定の時ににおける配偶者居住権又は配偶者敷地利用権の価額に相当する金額の居住建物等の価額に相当する金額に対する割合をいいます。

- ②相続により居住建物等を取得した相続人が、配偶者居住権及び配偶者敷地利用権が消滅する前に当該居住建物等を譲渡した場合における譲渡所得の金額の計算上控除する取得費は、その居住建物等の取得費から配偶者居住権又は配偶者敷地利用権の取得費を控除した金額とされます。

$$\text{取得費} = \text{居住建物等の取得費} - \text{配偶者居住権又は配偶者敷地利用権の取得費}$$

(注1) 居住建物等のうち建物の取得費については、その取得の日から譲渡の日までの期間に係る減価の額を控除することとされます。

(注2) 配偶者居住権又は配偶者敷地利用権の取得費については、その配偶者居住権の設定の日から譲渡の日までの期間に係る減価の額を控除することとされます。

- ③その他所要の措置が講じられます。

3 租税特別措置等**(1) 国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例の創設(大綱 P. 33)**

国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例が次のとおり創設されました。

- ①個人が、令和3年以後の各年において、国外中古建物^(注1)から生ずる不動産所得を有する場合においてその年分の不動産所得の金額の計算上国外不動産所得の損失の金額があるときは、その国外不動産所得の損失の金額^(注2)のうち国外中古建物の償却費に相当する部分の金額は、所得税に関する法令の規定の適用については、生じなかったものとみなされます。

(注1) 国外中古建物とは、個人において使用され、又は法人において事業の用に供された国外にある建物であって、個人が取得をしてこれをその個人の不動産所得を生ずべき業務の用に供したもののうち、不動産所得の金額の計算上その建物の償却費として必要経費に算入する金額を計算する際の耐用年数を次の方法により算定しているものをいいます。

(イ) 法定耐用年数の全部を経過した資産についてその法定耐用年数の20%に相当する年数を耐用年数とする方法

(ロ) 法定耐用年数の一部を経過した資産についてその資産の法定耐用年数から経過年数を控除した年数に、経過年数の20%に相当する年数を加算した年数を耐用年数とする方法

(ハ) その用に供した時以後の使用可能期間の年数を耐用年数とする方法

(その耐用年数を国外中古建物の所在地国の法令における耐用年数としている旨を明らかにする書類その他のその使用可能期間の年数が適切であることを証する一定の書類の添付がある場合を除きます。)

(注2) 国外不動産所得の損失の金額とは、不動産所得の金額の計算上生じた国外中古建物の貸付けによる損失の金額(その国外中古建物以外の国外にある不動産等から生ずる不動産所得の金額がある場合には、当該損失の金額を当該国外にある不動産等から生ずる不動産所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額)をいいます。

②上記①の適用を受けた国外中古建物を譲渡した場合における譲渡所得の金額の計算上、その取得費から控除することとされる償却費の額の累計額からは、上記①によりなかったものとみなされた償却費に相当する部分の金額を除くこととすることその他の所要の措置が講じられます。

適用期日等：令和3年以後の国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等について適用

4 その他

(1) 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し(大綱 P. 37)

未婚のひとり親について寡婦(夫)控除が適用されることとなります。この際、適用される条件は死別・離別の場合と同様とされます。

寡婦(夫)控除について、寡婦に寡夫と同じ所得制限(所得500万円(年収678万円))が設けられます。あわせて、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある場合には、控除の対象外とされます。さらに、子ありの寡夫の控除額(現行所得税27万円、住民税26万円)について、子ありの寡婦(所得税35万円、住民税30万円)と同額とされます。

なお、扶養親族がいらない死別女性、子以外の扶養親族を持つ死別・離別の女性(所得500万円(収入678万円)以下)については現状のままとされます。

①未婚のひとり親に対する税制上の措置

イ 居住者が、現に婚姻をしていない者のうち次に掲げる要件を満たすもの(寡婦又は寡夫である者を除きます。)である場合には、その者のその年分の総所得金額等から35万円が控除されます。

(イ) その者と生計を一にする子(総所得金額等の合計額が48万円以下であるものに限ります。)を有すること。

(ロ) 合計所得金額が500万円以下であること。

(ハ) 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

a その者が住民票に世帯主と記載されている者である場合には、その者と同一の世帯に属する者に係る住民票に世帯主との続柄として未届の妻又は未届の夫その他これらと同一の内容である旨の記載がされた者がいないこと。

b その者が住民票に世帯主と記載されている者でない場合には、その者の住民票に世帯主との続柄として未届の妻又は未届の夫その他これらと同一の内容である旨の記載がされていないこと。

ロ 上記イの控除については、給与等及び公的年金等の源泉徴収の際に適用できることとされます。

ハ その他所要の措置が講じられます。

適用期日等：令和2年分以後の所得税について適用(なお、給与所得者については令和2年分の年末調整において適用できることとするほか、所要の経過措置が講じられます。)

②寡婦(寡夫)控除の見直し

寡婦(寡夫)控除について、次の見直しが行われます。

- イ 扶養親族その他その者と生計を一にする子(総所得金額等の合計額が48万円以下であるものに限り、)を有する寡婦の要件に、合計所得金額が500万円以下であることが加えられます。
- ロ 寡婦及び寡夫の要件に、次に掲げるいずれかの要件を満たすことが加えられます。
 - (イ)その者が住民票に世帯主と記載されている者である場合には、その者と同一の世帯に属する者に係る住民票に世帯主との続柄として未届の妻又は未届の夫その他これらと同一の内容である旨の記載がされた者がいないこと。
 - (ロ)その者が住民票に世帯主と記載されている者でない場合には、その者の住民票に世帯主との続柄として未届の妻又は未届の夫その他これらと同一の内容である旨の記載がされていないこと。
- ハ 現行の寡婦控除の特例が廃止されます。
- ニ その者と生計を一にする子(総所得金額等の合計額が48万円以下であるものに限り、)を有する寡婦に係る寡婦控除及び寡夫控除の控除額が35万円に引き上げられます。
- ホ その他所要の措置が講じられます。

適用期日等：令和2年分以後の所得税について適用

(2)日本国外に居住する親族に係る扶養控除の見直し(大綱 P. 39)

①非居住者である親族に係る扶養控除の対象となる親族から、年齢30歳以上70歳未満の者であって次のいずれにも該当しない者が除外されます。

- イ 留学により非居住者となった者
- ロ 障害者
- ハ その居住者からその年における生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

②年齢30歳以上70歳未満の非居住者であって上記①イ又はハに該当する者に係る扶養控除の適用を受けようとする居住者は、給与等若しくは公的年金等の源泉徴収、給与等の年末調整又は確定申告の際に、上記①イ又はハに該当する者であることを明らかにする書類を提出等し、又は提示しなければならないこととされます。

③その他所要の措置が講じられます。

(注)上記①イに該当する者であることを明らかにする書類は外国政府又は外国の地方公共団体が発行した留学の在留資格に相当する資格をもって在留する者であることを証する書類とし、上記①ハに該当する者であることを明らかにする書類は現行の送金関係書類でその送金額等が38万円以上であることを明らかにする書類とされます。

適用期日等：令和5年1月1日以後に支払われる給与等及び公的年金等並びに令和5年分以後の所得税について適用